

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立科学博物館】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立科学博物館

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 筑波地区への移転については23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については平成25年3月29日に国庫納付した。 霞ヶ浦地区については、平成23年8月10日に納付済である。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 筑波地区への移転については23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については平成25年3月29日に国庫納付した。 霞ヶ浦地区については、平成23年8月10日に納付済である。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 上記以外の保有資産についても、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行う。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 新宿分館と産業技術史資料情報センターの機能を23年度に筑波地区へ移転し、該当地区の事務部門(研究推進課と筑波地区事務局)を統合した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 該当なし(当該施設がないため)
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	● 該当なし(当該施設がないため)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 該当なし(当該施設がないため)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 効率化・合理化を図るため、新宿分館及び産業技術史資料情報センターの機能を23年度に筑波地区へ集約した。その他の資産についても、引き続きその規模・コスト・立地等を検証し、効率化・合理化に向け不断に見直しを行う。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 随意契約によらざるを得ないもの(電気・ガス・水道、標本購入等)を除き、一般競争入札及び公募へ移行した。また、一者応札・応募に係る改善方策については、全ての一般競争入札、企画競争、公募において、法で定められた公告期間以上を確保する等改善を図った。</p> <p>平成22年度の契約状況 一般競争等 2,004,528千円(89.0%)、競争性のない随意契約 248,464千円(11.0%) 一般競争等 86件(77.5%)、競争性のない随意契約 25件(22.5%)</p> <p>平成23年度の契約状況 一般競争等 1,690,305千円(87.0%)、競争性のない随意契約 252,349千円(13.0%) 一般競争等 64件(80.0%)、競争性のない随意契約 16件(20.0%) ※競争性のない随意契約の金額が前年度よりも上がった原因は、筑波地区に総合研究棟、自然史標本棟が完成したことによる光熱水料の増である(上記2棟の本格稼働は平成24年度から)。</p> <p>平成24年度の契約状況 一般競争等 1,885,008千円(86.8%)、競争性のない随意契約 287,522千円(13.2%) 一般競争等 73件(84.9%)、競争性のない随意契約 13件(15.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立科学博物館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし(関連法人がないため)</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。	● コピー用紙やトイレットペーパーの調達、廃棄物処理業務、古紙売り払い業務について、当館を含めた上野地区4機関(他は東京国立博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学)で共同調達することにより経費節減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● ア)及びウ) 調達業務において、実施している。 イ) 事務用電子計算機システムなど一部でリース方式を採用している。また、機器等の他の研究機関との共同利用等については、実績がないが、今後可能性を検討する。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 施設管理・運營業務について民間競争入札を導入し、実施要項等に基づき適切に運営している。また、事務用電子計算機システム賃貸借・保守業務について民間競争入札を導入し、平成26年度から落札者による業務を開始することとしている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 随意契約見直し計画や契約監視委員会等の取組を通じて調達の在り方について見直しを行ってきたところであり、引き続き見直しを図る。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」と同様の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 当館は、俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、在勤地域を勘案したラスパイレズ指数は事務・技術職員89.7、研究職員92.9である。引き続き給与水準の適正化に努める。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	※記載不要
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 監事による監査においては、役職員給与規程の改正及び総人件費の状況等についてチェックが行なわれている。評価委員会においては、給与水準公表を踏まえてチェックが行われている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 第3期中期目標の期間中、一般管理費については15.0%以上、業務経費についても5.0%以上の目標値を設定しており、積極的に効率化を図っていく。

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、インフルエンザ予防接種、永年勤続などについて国と同程度の経費を支出している。給与振込経費については、振込先を1人1口座とし、振込手数料の無料化について交渉を行っている。海外出張旅費の支給基準については国と同じであり、運用においてはディスカウント航空券等の利用により経費の縮減に努めている。職員の諸手当は国に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに則り、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 部長会議(月2回)や事務連絡会議(週1回)において、各部、各課の業務実施状況を共通に把握し、コンプライアンスの確保を図っている。また、会計監査業務を専門とする担当を設置し、内部監査の強化を図った。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 該当なし(特定の者が負担して実施する事業は行っていない。)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 自然史・科学技術史における国民の関心の高い分野及び現代的課題を分析した上で、関連する特別展・企画展の企画実施に努めるとともに、常設展の展示内容についても更新を進めることなどにより、来館者数の増加を通じた自己収入の拡大に努めている。また、協賛・寄附の拡大については、賛助会員の拡大に努めるとともに、特別展・企画展や夏休みに実施する親子向けのイベント「サイエンススクエア」などの特別なイベント等の実施に際しても企業等からの協賛や外部資金を活用している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 著作権収入等による自己収入の拡大に引き続き取り組む。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 平成23年度から外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進行管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 平成23年5月に第一回の外部評価委員会を開催し、第3期中期目標期間中の総合研究のテーマ選定等について事前評価を行い、評価結果を踏まえ研究計画の修正を行った。また評価結果をホームページ上で公表した。</p>

No.	17	所管	文部科学省	法人名	国立科学博物館
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 調査研究、資料収集・保管、展示・学習支援活動	自己収入の拡大	22年度から実施	事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。	2a	<p>来館者数の増加を通じた自己収入の拡大を図るため、自然史・科学技術史における国民の関心の高い分野及び現代的課題を分析した上で、関連する特別展・企画展の企画実施に努めるとともに、常設展の展示内容についても更新を進めている。</p> <p>また、協賛・寄付の拡大については、賛助会員の拡大に努めるとともに、特別展・企画展や夏休みに実施する親子向けのイベント「サイエンススクエア」などの特別なイベント等の実施に際しても企業等からの協賛や外部資金を活用している。</p> <p>YS-11の公開については、外部の資金や寄付を活用して、平成23年度は「空の日フェスティバル」及び「学生紙飛行機世界大会国内最終予選」の機会に、平成24年度は「空の日フェスティバル」「青少年ものづくりフェスタ2013 紙飛行機を飛ばそう!!!」等の機会に公開を実施した。平成25年度も羽田空港における「空の日フェスティバル」等において同様の協賛等を得て一般公開を実施する予定である。さらに、平成22年度の特別展「空と宇宙展」会場内及びイベントにおける公開時に募金箱を設置したほか、特別展終了後は常設展示の「航空技術の発展」コーナーにおいて引き続き募金箱を設置して協賛・寄付の拡大を図っている。</p> <p>YS-11の保管経費に関しては、平成24年3月に保管先を変更したところであるが、保管料については従前より低額に抑えたところである。今後の保存・公開の在り方については平成24年3月に中間的な論点整理をまとめた。</p>	<p>引き続き、来館者数の増加を通じた自己収入の拡大を図るとともに、企業等からの協賛や外部資金の活用を図る。</p> <p>YS-11については、引き続き公開を行う。保存・公開の在り方については、羽田空港旧整備場地区の再開発計画等を注視しながら検討を進めることとしている。</p>

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 不要資産の国庫返納	新宿分館	24年度中に実施	新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。	1a	筑波地区への移転については、平成23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については平成25年3月29日に国庫納付した。	措置済み
03 不要資産の国庫返納	霞ヶ浦地区	22年度中に実施	霞ヶ浦地区を現物納付する。	1b	東日本大震災により被災地である茨城県内の関係機関や業者との調整に影響が生じ、22年度中の国庫納付が実施できなかったが、平成23年8月10日に納付済である。	措置済み
04 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。	1a	施設内店舗用地の賃借については、平成22年度に、平成23年度からの店舗運営事業者選定の企画競争を複数者の応募を得て実施した。	措置済み
05 組織体制の整備	経常研究に関する外部評価の導入	23年度から実施	経常研究については、テーマの選定、進行管理、結果の評価の各段階において、外部評価を導入する。	1a	平成23年2月に外部有識者を加えた研究評価委員会を開催し、第3期中期目標期間中の基盤研究のテーマ設定について評価を行った。また、平成23年度から外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進行管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。	措置済み
06 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）を踏まえ、検討を進めていたところ、同閣議決定が当面凍結されたため、法人内での検討は一旦中止し、引き続き、政府等における独立行政法人制度の在り方についての検討状況を注視しつつ、対応することとした。	政府等における独立行政法人制度の在り方についての検討状況を踏まえつつ、検討を進める。

No.	17	所管	文部科学省	法人名	国立科学博物館
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	資料収集・保管、展示・学習支援活動	1	学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を中途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。	措置済み
2	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	1	国立科学博物館の施設管理・運営業務(展示業務の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い、平成20年度末までに結論を得る。	措置済み
3	組織の見直し	組織体制の整備	1	限られた資源の中、調査研究と資料収集・保管、展示・学習支援活動を一体的に実施し、さらなる成果を上げるため、部課等の再編を含めた組織の見直しを図り、人件費削減と的確な職務の遂行、組織全体及び職員の潜在力を引き出す効果的な組織の在り方について検討し、平成20年度内に結論を得る。	措置済み
4	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	1	特に大学等の研究では十分な対応が困難な、標本資料に基づく実証的研究、生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を、効率的、効果的及び確実に遂行するため、外部評価を導入することとし、平成20年度内に、その具体的在り方について結論を得る。	措置済み
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	1	外部資金の活用を引き続き図るとともに、入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	措置済み
6	運営の効率化及び自律化	霞ヶ浦地区	1	霞ヶ浦地区について、処分及び有効活用等、多様な観点に基づき、資産の見直しの検討を行う。	措置済み